

平成28年第3回
中札内村議会臨時会会議録

平成28年11月21日（月曜日）

◎出席議員（7名）

1番	北嶋信昭君	2番	森田匡彦君
3番	黒田和弘君	4番	中西千尋君
6番	宮部修一君	7番	中井康雄君
8番	高橋和雄君		

◎欠席議員（1名）

5番 男 澤 秋 子 君

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 田村光義君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副 村 長	火山敏光君	総 務 課 長	阿部雅行君
施 設 課 長	火山副村長兼務	住 民 課 長	山崎恵司君
産 業 課	中道真也君	総 務 課	尾野悟里君
課 長 補 佐		課 長 補 佐	

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 大和田貢一君 書 記 菊地彩君

◎議事日程

日 程 第 1		会議録署名議員の指名
日 程 第 2		会期の決定
日 程 第 3	承認第 4 号	中札内村災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
日 程 第 4	承認第 5 号	平成 2 8 年度中札内村一般会計補正予算（第 4 回）の専決処分の承認について
日 程 第 5	承認第 6 号	平成 2 8 年度中札内村一般会計補正予算（第 5 回）の専決処分の承認について
日 程 第 6	議案第 6 7 号	平成 2 8 年度中札内村一般会計補正予算について

◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は7人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第3回中札内村議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりでございます。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番森田議員と3番黒田議員を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（高橋和雄君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りをいたします。

この臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定をいたしました。

◎日程第3 承認第4号 中札内村災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

○議長（高橋和雄君） 日程第3、承認第4号「中札内村災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」を議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長お願いします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、平成28年8月30日に北海道を通過した台風10号により、大きな被害を受けた管内の他の自治体において、見舞金の支給額を引き上げるなどの見直しが行われており、本村においても支給額を引き上げ、できるだけ早急に見舞金を支給するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 補足説明、山崎住民課長お願いいたします。

○住民課長（山崎恵司君） それでは補足して説明させていただきます。

黒ナンバー5番、議案関係資料の1ページをお開きください。

中札内村災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の改正概要により、説明をさせていただきます。

今回の改正は、管内他市町村の見舞金の支給条例実態を勘案し、支給額の引き上げ、支給対象の明確化と拡大をするものでありますが、1点目の支給額の見直しにつきましては、住宅見舞金及び事業用建物見舞金について、それぞれの災害の区分ごとに支給額を2倍に引き上げるものであります。

2点目の支給対象の明確化と拡大についてですが、①の住宅見舞金に併用住宅及び借家を含む既定の追加につきましては、店舗及び事務所併用住宅や、アパート、マンションの入居者が被災した場合の区分を明確化したもので、②の事業用建物見舞金における事業主の住所要件の除外につきましては、これまで支給対象は、現に本村に住所を有し住民基本台帳法による住民票に記録されている者としており、村外法人等が所有する工場や倉庫などは、見舞金支給の対象外とされていたことから、支給対象に、事業用建物を所有する事業主を加えたものであります。

3点目の施行日ですが、公布の日から施行し、平成28年8月30日から適用することとしております。

尚、今回の台風10号により被害を受けた方に対して、できるだけ早急に見舞金を支給する必要があるため、専決処分できる規定を規定した、地方自治法第179条第1項の緊急を要するため、議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときを適用し、専決処分により改正したものであり、9月28日に公布したものであります。

次に、資料の2ページから3ページに、新旧対照表を載せておりますので、参考にしていただきたいと思います。

最後に、今回の条例改正に基づく見舞金の追加補正予算につきましても、専決処分しており承認第5号で提案をさせていただいております。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明が終わりました。

承認第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、1、2点お伺いしたいと思います。

改正内容、実態等については説明ありましたので、よくわかりました。

いずれにしても、昭和60年代に改正した金額が今の金額になっているというふうには思うのですが、説明もあったとおり他の自治体の実態に応じてという、こういう説明があったのですが、そうすると大体、管内の平均位のかたちで倍額上げた金額がそういう実態になっているのだろうと理解をするのですが、そこら辺の説明と、こんなことになっては大変なことになるわけですが、表にあります弔意見舞金、死亡あるいは傷害見舞金、というところがありますよね。

この部分については、現行のとおりということで改正していませんので、何か考え方や何かもあるのかなというふうに思いますので、その2点について説明をしていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 管内の状況等も含めてご答弁願いたいと思います。

山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 管内の災害見舞金の支給状況、条例、要綱、規則それぞれあるようなのですが、今回台風10号の8月末の災害が起こった後、条例等で各町村の条例をみて、現行の支給状況は確認しました。

ただその後、報道等にもありまして、一部引き上げをしようという動きがあったというふうにあります。それを災害起こった所に直接いくつかの町村から連絡を入れて額を確認するというのも、今この災害の状況の中で対応している町村のことを考えたときに、それをいくつかの町村からそういう連絡が入るといってもちょっと大変だろうなというふうに考えまして、他市町村である程度まとめた所がありまして、タイミングが9月の中旬以降で一覧としてまとめた情報を手に入れましたので、それを基に、あと報道等との整合性ちょっとみて、管内状況をまとめたところであります。

結果的にそれを参考に今回引き上げをしたのですが、議員おっしゃられるように真ん中よりもちょっと上というランクで、本村の支給額については決めているということがございます。

ただ、かなり額が高い所もちょっとありますので、そこをちょっと外して平均的な所をみたら大体真ん中よりも上の所に位置付けられるかなというふうに思っています。

それと、もう1点の弔慰見舞金、傷害見舞金、今回はその部分については変えておりません。

管内の支給状況の時に、そこも併せて調査をしていましたので、額的にも弔慰見舞金等も支給していない所もあるものですから。

平均的にも大体同程度、支給をしている所と比較すると同程度ということで、今回改正の対象にはしなかったということがございます。

現実的には、災害の状況によっては別条例で、災害弔慰金の支給等に関する条例というのがありますので、それに基づいて弔慰金自体を支出するというのがございますので、見舞金の側としては管内状況とほとんど変わらないということから、見舞金の額自体については今回動かさなかったということがございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

引き続きありませんか。

ないようですので、質疑なしと認めさせていただきます。

質疑を終わります。

承認第4号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

承認第4号中札内村災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について採決をいたします。

この承認のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は可決されました。

◎日程第4 承認第5号 平成28年度中札内村一般会計補正予算(第4回)の専決処分の承認について

○議長(高橋和雄君) 日程第4、承認第5号「平成28年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について」を議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長お願いいたします。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、中札内村災害見舞金支給条例の一部改正に伴い、災害見舞金20万を追加する一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(高橋和雄君) 補足説明を阿部総務課長、お願いします。

○総務課長(阿部雅行君) 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー2番、平成28年度一般会計補正予算、平成28年度専決第5号をご用意いたします。

1ページをお開きください。

規定の歳入、歳出予算の総額にそれぞれ20万を追加し、総額を46億1520万8,000円に調整したものであり、議会を召集する時間的余裕がないことから平成28年9月29日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

7ページをお開きください。

3款民生費、3項1目災害救助費説明欄、災害見舞金の追加です。

20万円を追加したものです。

歳入についてですが、6ページをご覧ください。

地方交付税の普通交付税、20万円を歳出に見合う額として追加し調整したものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) 提案理由の説明が終わりました。

承認第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

○2番(森田匡彦君) 念のため確認いたします。

こちらの災害見舞金20万円なのですけれども、どのような見込みでこの金額になったのか、このような支出を見込んで20万円にしたという、もう少し具体的な説明いただければと思います。

○議長(高橋和雄君) 内容をお願いいたします。

山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 見込みの段階で、条例改正自体を専決処分で先ほど執行承認いただきましたけれども、併せて補正予算も関係する分、追加予算計上させていただきました。

想定していたのは3件を想定してまして、ただ被害状況、この場合、床上浸水でしたけれども、まだ出てこないとも限らないということで、当初予算段階で5万円が計上されていましてので、想定、床上ということになれば、上限が5万ということになりますので、床上の場合は。

それ考えて4件分を今回追加補正したというイメージでございます。

ただ、あともう1件、当初予算の5万分が残っているので、全体では5件分程度という考え方でございます。

○議長（高橋和雄君） そういう内容だそうでございます。

あとはよろしいですか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 補正予算の中身はわかりました。

提案理由にもあったように、早期に見舞金を支給しなければならんと、こういうことで専決されたということですから、恐らく支給条例に基づいて調査を終えてですね、支給も終えているのかなと想像するのですが、その支給の状況ですね、併せていつの日に見舞われたのか、その辺説明していただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長

○住民課長（山崎恵司君） 今回、支給につきましては3件。

事業用建物の床上浸水ということで3件分を支給させていただきました。

10月13日に村長が実際に経営者の方にお会いをして、支給それぞれしたということでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか、ご質問ございませんか。

なければ、質疑なしと認めますがよろしいですか。

これで質疑を終わりたいと思います。

承認第5号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

討論を終わります。

承認第5号「平成28年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について」を採決いたします。

この承認のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は可決されました。

◎日程第5 承認第6号 平成28年度中札内村一般会計補正予算（第5回）の専決処の承認について

○議長（高橋和雄君） 日程第5、承認第6号「平成28年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について」を議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長お願いいたします。

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、災害復旧査定に伴う現地調査設計委託や道の駐車場整備工事の設計変更等に伴い、1,569万4千円を追加する一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） それでは補足説明を阿部総務課長お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー3番、平成28年度一般会計補正予算、平成28年専決第6号をご用意いたします。

1ページをお開きください。

規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,569万4千円を追加し、総額を46億3090万2千円に調整したものであり、議会を召集する時間的余裕がないことから、平成28年10月12日地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

7ページをお開きください。

7款1項商工観光費、4目道の駅関連施設管理費、説明欄、道の駐車場等整備工事、237万7千円の追加は駐車上の不陸を抑制するため、路盤構成の設計変更をするものであります。

次に、11款災害復旧費、2項1目公共土木災害復旧費、説明欄、災害復旧調査設計委託、1324万4千円の追加は、戸蔦大橋の災害復旧査定に対応する調査設計委託によるものです。

歳入についてですが、6ページ地方交付税の普通交付税、1,569万4千円を歳出に見合う額として追加し調整したものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

質疑を行いたいと思います。

承認第6号に対する質疑をお願いいたします。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 災害復旧費の関係なのですけれども、委託料で戸蔦大橋の復旧の関連ということで、調査委託ということなのですけれども、これはこれから調査委託ということですので難しいかもしれませんけれども、実際に復旧の工事着手できる目途というのでしょうか、そういったものはいつぐらいと、結構あの近辺の住民の方からいつ復旧するのだという声、結構私の方にも寄せられているものですから、もし目途みないなものがわかればご説明いただければなというふうに思います。

○副村長（火山敏光君） それでは私の方からお答えさせていただきます。

今、ご質問をいただきました、みなさん随分ちよつとご心配もいただいていますし、ご迷惑を掛けているなというふうに認識をしております。

それで、具体的なスケジュールなのですが、今、現地調査それから設計の委託をさせていただきます、12月14日に国の査定を受ける準備を進めております。

この査定の中で、どんなふうになるか全部を予測しきれませんが、仮に査定でこちらが被害として認識をしているようなことが認められた場合には、今年の予算がつけば今年から現地調査だとか細かいところを全部やって、おおよそですね夏の期間もやったとするのですが、ただ夏は雨とかで河川が増水したりしてなかなか工事が思うように進まないということもございますので、最悪の場合は2年くらいかかる可能性があります。

これは今現在予測ということでお受け止めをいただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 最悪の場合2年ということですね。

こちら帯広市との境界にかかる橋ということで、帯広市との協議というのはまだ、国の査定が出てからの話になるのか、帯広市とは協議が一定以上進んでいるのか、その辺もし説明できるものあればご説明いただければなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） 帯広市とは、この橋自体が市と中札内村のいわゆる市町村境にありますし、管理協定もありますの災害が起きてすぐ情報提供しまして、その後、市の幹部の方とも対応の仕方、ちょっと話が踏み込んでいますが、今の橋台が帯広市側の橋台が流されましたので、これをセットバックをかけて基本的にはやろうと。

セットバックというのは、もう少し帯広側に橋台を1本増やしてやるという方法なのですが、この方法で帯広市側との協議はしておりますし、もう一つは帯広市と一緒にですね、河川の管理者である帯広建設管理部の方にも出向きまして、河道安定化対策を要望しております。

やはりあの橋をいじったとしてもですね、未改修の河川の部分ですからなかなかこちらが予測をするような水の流れになりませんので、そこは長い目で考えた時に、ただ橋が元に戻ったからいいとかじゃなくてですね、その安全性を十分確保するという意味で、建設管理部の方に帯広市の幹部の方も一緒に行っていただきまして、要請をしております。

詳細は、その14日の査定を受けてからですね、具体的にどのようなかたちでやるのか、経費については災害査定で乗れば、これは殆ど財源がなくて済むのですが、それを含めてトータルでどうするのかという話は共通認識として整理は終わっております。

○議長（高橋和雄君） そのほか質疑はございませんか。

よろしいですか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、1、2点お願いを致します。

今の関係ですけれども、国の査定が12月14日ということが予定されているようです。

当時あの災害が出て以降、十勝総力をあげて激甚災害ということでかなり要請をしてたように新聞紙上等々に出ておまして、恐らく本村も大きい被害のところについては激甚の部分で補助アップということがなされるのではないかなというふうに思うのですが、この専決では一般財源でやるようになっているのですけれども、査定を受けなければ財源ははっきりしないのかな、わからないのですけれども、そこら辺、財源的に激甚災害を含め

た見通しというか、その辺について説明をしていただきたいというふうに思います。

もう1点は、道の駅の駐車場整備237万7千円ということなのですが、ちょっとこう聞いていると普通の設計変更というのかな、そんな状態の専決が出てきているのですけれども、あえて専決で補正予算を通していているというのが、ちょっとこう理解できないのですよね。

よりまして、設計変更の中身ちょっとこう説明聞いててわからないものですから、ちょっとわかるように具体的に説明をしていただいて、この専決をしなきゃならん理由等々についていまいち詳しく教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） 橋の財源の話なのですが、今ですねちょっとまだ不確定要素が多すぎるので、明確には申し上げられないところがあります。

激甚ですので、通常の災害よりも交付金プラスその激甚災とか、いろんなその補填がしっかりと付けば通常ルールよりも財政力指数とかによっては、上乘せになります。

ただ問題は、どこまで、どの部分までの工事が査定官が拾ってくれるか、そこが一番大きな話でして、先ほど言いましたようにセットバックの話は建設管理部でも全体的に、全道的にもですね、そういう手法をとっているのです、それはかなり可能性が高いと思います。問題は、そのP1、P2新たにできる橋脚はいいのですけれども、今ある既存のP1、P2が、こちらが災害で損傷を受けたというふうに説明できるようなものを今用意してしまけれども、それが果たして査定官が同じような視点で見ただけかどうか、それにもよって大きく変わります。

仮に、それが全部通ったとなれば、委託料もですねきちとしたものであれば、その設計費もみることができるといふには言われておりますけれども、仮に部分的に査定で減額になれば、委託料も100パーセントつくということにならないので、それで今コンサル業者なんかとも十分打ち合わせをですね、できる限りこちらの被害状況を明確に説明できるように進めていきたいということで、大変申し訳ないのですが、激甚の該当にはなる部分はありますけれども、今の時点ではちょっと明確にお答えできないので、申し訳ないのですけれどもご理解をいただきたいと思います。

それとあの、道の駅の関係なのですが、建物であれば事前に実施設計とかですねやりますが、このところはですね、事前にその測量調査とかはやらずに現場対応で工事をやっております。

思った以上にですね南北の高低差があつて、抜根もしたせいもあるのですが、北側の方がかなり思ったより低いと。

低いところは盛土になります。

盛土になるとですね、どうしても凍結あるいは凍上そういったことで、アスファルト路盤に影響を及ぼす可能性が非常に高いということで、当初のアスファルト路盤に少し層厚を変えて、5センチ程1層上に上乘せをしてですね、大型バスが載って、あるいはその冬期間の凍結対策と、そういったものにも対応する為にはある程度その路盤厚を厚くしておいた方が実効性が担保できるというか、より損傷を抑えることができるという発想で今回補正をしております。

補正予算がどうのこうのということではいただきましたのですが、工期がある程度決まっていますので、その範囲でですね、できる限り早くやらなきゃならないということでございますので、これも緊急を要するということで専決を併せてさせていただきました。

○議長（高橋和雄君）よろしいですか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君）激甚の関係についてはわかりました。

道の駅の関係についても、大体理由はわかるのですが、どうもこう災害とは違いましてね設計変更しなければならん理由はわかるのですが、やはりあのこういった場合の追加については臨時会なり、近くの段階で開催していただいてやっぱり審議をして、そして補正をつけていくというのが私はあの順当な考え方でないのかなというふうに思います。

今回の分についてはわかりますので、承認はしたいというふうに思いますが、今後その辺については十分気配りをしながらですね取り計らっていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（高橋和雄君）ご意見としてお聞きしておきたいというふうに思います。

そのほか質疑ございませんか。

よろしいですか。

質疑がないようですので、質疑をおわらせていただきたいと思います。

承認第6号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

承認第6号「平成28年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について」を採決いたします。

この承認のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は可決されました。

◎日程第5 議案第67号 平成28年度中札内村一般会計補正予算について

この際、日程第6、議案第67号「平成28年度中札内村一般会計補正予算について」を議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長お願いいたします。

○村長（田村光義君）提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

本案件は、一般会計の既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ3,283万2千円を追加し、総額を46億6,373万4千円に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君）補足説明を阿部総務課長お願いします。

○総務課長（阿部雅行君）補足説明を申し上げます。

黒ナンバー4番、一般会計補正予算書の7ページをお開きください。

2款総務費、2項企画費、3目まちづくり推進費、説明欄、ふるさと納税謝礼320万

円の追加は、寄附者の増により特産品の納税謝礼を追加するものです。

当初、250件の想定から1,000件の寄附者を見込みます。

次に、10月に加盟承認された日本で最も美しい村連合に関連する予算を追加しております。

消耗品費に懸垂幕及び書籍など、12節役務費手数料は認定パネル発行料など、13節委託料、記章作成委託はピンバッジの作成を、19節では連合負担金35万7千円を追加しております。

次に、6款農林業費、2項農業費、4目土地改良事業費、説明欄、農用地法面工復旧工事は台風などの大雨の影響で、西戸蔦地区の農地が崩落したことにより、法面などの復旧を図るため、1,390万円を追加します。

次の土地改良圃場生産基盤向上対策事業補助金は、こちらは議案関係資料4ページをちょっとお開きください。

こちらにつきましては、要綱を制定いたしまして、浸透層整備に対する、浸透層を整備する事業を1基当たりの上限を20万円、1経営体に2基までとして、960万円を追加いたします。

議案資料4ページ以降につきましては、詳細は載っております。

後ほどご覧いただきたいと思っております。

戻りまして、補正予算書の8ページをお開きください。

7款1項商工観光費、2目商工振興費、説明欄、プレミアム商品券事業補助金420万円の追加ですが、商工会が村内の商店等における消費拡大を目的として、12月に実施するプレミアムつき商品券の販売に対して補助しようとするものです。

次に、8款土木費、5項住宅費、3目村営住宅管理費、説明欄、修繕料112万4千円の追加は、中札内団地の駐車スペース不足を解消する為、団地内敷地に砂利を敷き、約40台分の駐車スペースを確保いたします。

戻りまして、6ページをお開きください。

歳入についてですが、台風災害による土地改良事業費に係る事業については、財政調整基金、2,300万円を繰り入れ、そのほかにつきましては地方交付税の普通交付税983万2千円を追加し、調整したものであります。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思っております。

議案第67号に対する質疑はございませんか。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） それでは2点ほど確認させていただきます。

ふるさと納税、今回当初250件の寄附を見込んでいたところ、1,000件位に伸びているということで、非常に嬉しい情報であります。

これは今回補正で320万円ですか、追加になりましたけれども、これあの何と言うのでしょうか、年度末まで大丈夫だろうという予測の上での補正予算なのかどうか。

恐らくそうだと思いますけれども、念のため何件くらいの寄附者を募ってこの金額を補正されたのかの確認をいたします。

もうひとつ、今回の土地改良、台風関連で圃場の畑に非常に水が溜まってということでのいろいろ要望があってですね、このように早急な対応、村の方で検討していただいたと

いうふうに思うのですけれども、これ960万円ということで今の所48件分くらいを見込んでいるのでしょうかね。

これ実際もう各農村地域のヒアリング等して、粗々な数字を掴んでこの件数になったのかということと、大雨による圃場の被害等の対策としてですね、今回浸透層を入れるということは抜本的な解決にはならないと思うのですけれども、そういったところでですね、もうさらに今後なかなか雨水の出入りというのはいろんなところに関係するもので、ここを直せばいいというものではないので、非常に難しいと思うのですけれども、更なる対策を今後検討されるお考えがあるのかどうか、そういったことも含めてですねご答弁いただければというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 2点についてお願いをいたします。

阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） ふるさと納税の件についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、3月、年度末までを見込んでの補正としております。

1,000件、トータル的に1,000件見込むのですけれども、11月現在でですね約600件の申し込みを受けております。

今後、年末を控えて多くなると思いましてこのような数字にしております。

以上です。

○議長（高橋和雄君） 土地改良の関係は、火山副村長お願いします。

○副村長（火山敏光君） それでは私の方からお答えをさせていただきます。

今回の8月だけではなくて、その前から非常に雨が多かったということで、圃場のいわゆる保水力がオーバーフローしていたと。

個別にいろいろお話をさせていただいたところもございまして、地区として要点をまとめていただいた地区もございまして。

その中で特にこういった類の浸透枘ですとか、浸透層ですとかそういったお話を随分いただいております、事前に対象農家の方すべてにFAXでですね希望を聞かせていただきました。

その中であがってきたのが、45件で、迷っていらっしゃる方もいるみたいなので、その分予備を3つ持たせていただきました。

今のトータルの話でございまして。

実は、今回の補正予算でちょっと出てないところがあるので、少し補足をさせていただきたいと思うのですけれども、今、森田議員がおっしゃっている抜本対策は長期的な部分だと思っておりますが、もうひとつはやっぱり現実問題として特に元更、南札内地区で随分水の流れが悪かったというような状態がございまして、これを解消するために河川管理費の現計予算、それから道路維持費の原型予算の中でですね、道路側溝あるいは河川の床上げ、こういったものをですねやらさせていただきました。

ただこれは流末がちゃんとあって、それをやってもですねきちっと川に流れるだとかそういうことでないと、これはただそこだけ大きくすれば問題が解決するという問題ではございません。

先日もある地域に出かけた時に、やはりその行政区を越えた、お互いの認め合っている部分があると。

そこを越えて何かをするときにはですね、しっかりとやらないと非常に下流の方からですね、過去にも非常に大きなクレーム来てるというようなことも聞いています。

本来であれば大きな明渠を作ってしまうことになるのですが、大きな明渠を作るとなると当然流末の処理という問題が出てまいります。

今、札内川の右岸地区は次の道営畑総事業の予定もございまして、当初の予定の中にはですね暗渠とか明渠とか入ってございません。

過去にもご説明を申し上げましたように、サラベツ川の、今、移管管理の相談を関係機関とやっているのですが、やはり一つ大きな視点で言うと中札内村に止まらず、帯広あるいは更別、芽室こういったところと共通認識をして、本来は十勝川に繋がる幕別区域のですね河川を大きくしないと駄目だという、非常に問題点もはっきりしているのですけれども、なかなかそこまでいっていませんけれども、きちっとですね長い目でみるのと短期的な部分で対応していきたいと思っておりますし、今それぞれ多面機能支払交付金ということで、それぞれ保全会いろいろな活動やっています。

やはり道路側溝をですね、きちっと整備しておくということも排水処理対策としては、一定程度は有効なのですが、これをでかくしすぎると当然他人様の土地に水が行くとかいろいろな問題がおきますので、これはですねお互いがきちっと協議しながら調整しなきゃいけないなど。

中島地区からも、地域全体としてお声をいただきましたので、これは改めてですね出向いていろいろなお話しをさせていただくということにさせていただいてますが、長いスパンで考えなきゃいけないものは大きな課題として整理していきたいという風に考えております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） そうですね、大雨の関連の災害対策というのは、本村だけで進められるものではないので、非常に難しい問題だというのは全く同感であります。

これはいろいろな市町村にまたがっての協議ということで、なかなか難しい面はありますけれども、これは町村会でも、例えば話し合いの場をもととか、そういったその、村長、こういった話題は出たりしているのでしょうかね。

もし、そういった動きが何かあれば、動きがなければ全く一步も進めないということになりますので、これはなかなかどこが手をあげるのかというのは難しい、手をあげるというか声掛けするのかというのは難しい問題ではありますけれども、どこかがやはり一步踏み出してテーブルに乗せる段取りをつけないとですね、なかなか難しい問題ではありますので、そういったその話題提供的なものでも何かあるのかなのか、そういったところご答弁いただければというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長お願いします。

○村長（田村光義君） 今回の災害では、この排水までは話が出ておりません。

正直、我が村もありますけれども、他のところはやはり道路、橋の復旧ということで激甚とはいえ、それぞれケースケースで大変苦労されておりますので、水の問題がないという意味ではないですけれども、今回は話が起きておりませんし、それぞれ町村の持つそういった排水の課題というのも特に今回のことでは出ておりませんが、ないわけではないという認識の基で、少し落ち着いてからまたそういった関係するところとも意見交換することはやぶさかではないなというふうに思いながらですね、ちょっと状況を見たいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） そういう状況だそうでございます。

そのほか、ご質問はございませんか。

6 番宮部議員。

○6 番（宮部修一君） 2 点ほど質問させていただきます。

ふるさと納税の謝礼の件ですけれども、今年かなり納税の件数が増えているということで、謝礼の方も 1, 0 0 0 件ほど見込むということなのですけれども、この伸びている要因をどのように捉えられているのか、その辺をちょっと考えを聞かせていただきたいというのが 1 点でございます。

それと、工事請負費の方で法面工の復旧工事なのですけれども、西戸蔦地区の法面復旧ということで、数か所あるわけですけれども、どの程度までの復旧工事を考えておられるのか、かなり深くえぐられているものですから、護岸までということになると多分この金額等では無理だと思うので、どの辺までの復旧工事を考えられているのかちょっと説明をいただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 2 点についてお願いします。

阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） ふるさと納税の件数が伸びた要因といたしましては、今年度からですねクレジット納付をできるようにいたしました。

ふるさと納税自体の申し込みにつきましては、インターネットを通じた申し込みが非常に多くて、その場においてですねクレジット納付ができるということで、件数が多く伸びました。

第 1 の要因がそこです。

あと、返礼品の謝礼もですね多少ですね、増やしてきております。

例えば、中札内村であれば季節の農産物をその時期に提供するとか、というふうに魅力ある謝礼についても提供するようにいたしております。

1 番につきましてはクレジット納付、2 番につきましてはそのような謝礼についての魅力をアップしたということになると思います。

以上です。

○議長（高橋和雄君） 西戸蔦の法面工事に関しては、火山副村長。

○副村長（火山敏光君） それでは、私の方からお答えをさせていただきます。

恐らく現地の方もご覧になって状況把握いただいていると思うのですが、護岸まで全てということではですね、とてもとてもこの金額ではできません。

今、考えているのはちょっと高さがほとんど、何と言いますか、完全な実測ではないのですが、ざっとだと 4 0 メートルくらいの高さがありまして、天盤の間口も 1 7 . 8 メートルくらいございます。

ちょっとその土地改良事業の時の雨水管の置き方の問題もちょっと今あって、より深くえぐられているものですから、このまま放っておくと農地の浸食がどんどん進みますので、今回考えておりますのは、ちょっと現場で少し調整をしなければならん部分は残っておりますけれども、少し下の方からしっかりと土台基礎もやって、そこから段階的にフレコンパックの大きな物でやるのか、下の方に少しふとんかごみたいなかごも入れないですね、これもまた削り落とししちゃうような気がしますので、段階的にちょっと階段のように積み上げてですね、それで抑えるしかないのかなというふうに思っています。

これをですね、全部手をつけて、護岸みたいな擁壁をつけてとなりますと、とんでもない金額になっちゃいますので、ただ、ふとんかごとかこのタイプのやつでもきちっと積み

方を積んで角度をきちっととればですね、それは一定程度効果はあるのかなと。

ついでにその暗渠の排水もですね、位置を変えるとかそういうことも考えておりますので、擁壁までは考えておりませんが、現実の対応としてこの程度である程度の対応は可能かなというふうに思っております。

○議長（高橋和雄君） 答弁が終わりました。

よろしいでしょうか。

そのほか、ご質問ございませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それじゃ何件かお伺いをしたいというふうに思います。

まず、7ページの上段ですけれども、最も美しい村連合負担金35万7千円ということですが、何かあの記憶で申し訳ないのですが、当初の何か負担金見てたのかなというふうに想像するのですが、あえてこう指定を受けたのでこれだけ追加になったのかなと理解をするのですが、こう負担増となる中身というのかな、その辺について教えていただきたいというふうに思います。

あとあの、今の工事請負の農用地法面工の復旧工事の話ありましたが、私は現地見ておりませんので、ちょっとわからないのですが、箇所数とですねどれくらいの幅というのかな規模で崩れたから、この法面復旧工事やるよとしているのか、ちょっとそこら辺について教えていただきたいなというふうに思います。

それとあの、その下の圃場生産基盤向上対策ということで、この資料として交付要綱付いていますから非常に中身わかるのですが、臨時的処置というのかな、これが効果的になればすごくいいかなというふうに思うのですが、果たしてこれが実証というのか立証というのですかね、本当に効果が出るのかどうかという、あんまり研究する暇もなかったから設置してからのことどうなるかということ考えるかというふうに思うのですが、どこかこう他の町村というのかそういうもので、こういうものがないよという流れの中で本村についても取り入れてやろうというそんな決断されたのかね、あるいはまた農業者が実質2分の1補助受けてやるのですが、そういった農業団体とのコミュニケーションというのかな理解した上で恐らくやられているというふうに思うのですが、そこら辺の流れとか調整とか、その辺がどうコントロールされて今回提案がされているのか、その辺の状況について説明をお願いをしたいというふうに思います。

それと、例年聞いているのですが、商工振興費のプレミアム商品券の関係、420万ということで、例年の額だから特に変わったことはないかと思うのですが、一応アウトライン的に今年もこういう形でやるよという中身の説明をしていただきたいなというふうに思います。

以上、お願いをいたします。

○議長（高橋和雄君） 4点についてお願いをいたします。

誰から行きましょう。

阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 日本で最も美しい村連合についてご説明申し上げます。

加盟にあたってのかかる費用につきましては、今回の臨時会が初めてになります。

議員おっしゃって当初というのは、審査手数料、審査にあたっての手数料10万円をですね当初予算でみております。

今回の負担金なのですが、人口に応じた定額と、東京事務所に係る負担金が二と

おりにございます。

人口に係る負担金が15万7,000円、東京事務所に係る負担金が20万となって、合計35万7,000円になります。

以上です。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） まず、2点いただきました前段の方からご対応させていただきます。

法面工事は1カ所でございます。

先ほどちょっと高さっていうふうに言いましたけれども、ちょっと下まで降りてですねしっかりと計るのはかなり危険な状態なので、そこまでやっておりませんが、天板、削られた天盤の1番幅の広い所で18メートルか20メートル位。

これが深いのです。

37.8メートルか40メートル、もしかするともっとあるかもしれないので、何というのですかね、元々がこう緩やかに窪んでいる所に水を落としたのですが、それが上水と暗渠排水の水で思いっきり削ってしまったものですから、底がないような状態にえぐれていってしまっているのです、これそのまま放っておきますと、どんどんどんどん他の部分に広がっていくということになりますので、状況として。

ただ申し訳ないのですがちょっと安全性確保しなきゃいけないので、業者さんとはちゃんと現地を確認してやっておりますけれども、高さは設計もきちっとやっていただいておりますから大丈夫だと思いますが、ちょっと大きさとしてはなかなか口で言い表せませんが、かなりの大規模な復旧であるというご理解をいただければと思います。

もう一つ、浸透層のお話しいただきました。

ちょっと技術的な説明していませんけれども、この要綱の中で今回ポイントとしてあるのは今までもですね、畑の縁だとかあるいは村道の雨水処理ということで、浸透層を作ったケースはあります。

村がですね。

これはそれなりに効果はあったと思っています。

1番の問題なのは、この浸透層が長持ちしないということです。

というのは、周りから小砂利とか砂を引っ張ってしまいますので、そのところでせっかく入れた玉砂利が目詰まりをしてしまう。

今回は、周りにぐるっと透水性シートというのがあるのですが、透水性シートは随分古くからあったようで、最近はその一定程度効果もある。

このシートの最大の効果は、外側の例えば地下水が上がったり、上から水が来た時に普通ですと周りの土砂を全部その真中の玉砂利とか入れた所に引っ張り込んじゃうのですが、この透水性シートを巻くことによってその小さな土とかがですね、いわゆる砂利層の中には入らなくなります。

そのことによって、長い間期間を使用することもできるようになりますし、現実農家の方はですね、ご自分で畑の縁を掘って玉砂利を入れている方もいらっしゃるのですが、一定程度の効果はあるのかなと。

これは過去の事例をみてですね。

ただ、このタイプを事前に作って、じゃあ雨降らしてっていうそこまでの具体的な調査だとか検証はやっておりませんが、農家の方々の先日の話し合いの中でもですね、

一定程度効果はあるというふうにご判断をいただいて、一定の規模の数の申し込みをいただいているのかなというふうに思っております。

○議長（高橋和雄君） 商品券の関係、中道産業課課長補佐。

○産業課課長補佐（中道真也君） 私の方から、プレミアム商品券の発行内容についてご説明申し上げます。

内容につきましては一昨年とほぼ同じ内容となります。

発行総額は2,400万円、内プレミアム額が20パーセントの400万円ということになっております。

発行組数につきましては、2,000組。

販売の単位につきましては、500円券24枚、1万2,000円相当を1万円で販売を予定しております。

販売限度組数につきましては、1人2組までということで、発売日は平成28年12月18日日曜日、午後1時から7時までということで、先着順の2,000組を予定してございます。

販売場所につきましては、中札内村商工会館及び上札内交流館にて販売を予定しております。

販売期間につきましては、平成28年12月18日から平成29年の3月31日までを予定しております。

内訳としましては、販売総額2,000万に対するプレミアム額の20パーセントの400万円と、印刷費、広告宣伝費など60万円の3分の1ということで、合せて420万円が補正予算に計上しております。

以上です。

○議長（高橋和雄君） 答弁が終わりました。

その他、質疑ございませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 浸透層ですか、さっきから聞いていると大体理解してきているのですが、本当にあの少しでも効果が上がればいいのかと期待をしているのですが、先ほどもちょっと言ったように、他の町村でやって実績があつてうち取り入れたのか、あるいはまた各農家がやっているものを想定して更に良くとうことで、補助要綱の中の整理をしているのかね、そこら辺が何かそういうものがあつて要綱にしてるというふうに思いますので、そこら辺のわかるような経過についても一度説明をお願いしたいと思います。

○副村長（火山敏光君） 他の町村はどこまでやっているかわかりませんが、道営事業とかでも浸透樹というのはあります。

浸透樹というのは、もう少し小さくて土管を入れてですね、もぐらせるという方法でやっているケースはありますので、他の町村が何をどこまでやっているのかわかりませんが、これが一定の効果があるということは村としても、先ほど道路側溝の話をしていましたけれども、道路側溝も一定程度の深さ、50センチとか60センチ、70センチくらいなのですが、それで長い距離を掘っていくとそこに溜まった雨水は自然に潜るということで、道路側溝の役割というのはあると思いますから、そこをもう少し大きくして、機能維持を図るということですので、ただ先ほども言いましたけれども、事前につくってやっているわけではありませんから、どこまであれですけれども、ただ現実、農家の方がこ

ういうものを使ってですね、効果があるってどこで聞いてきたかわかりませんが、そういう情報があって、やってみたいというふうにして自分が先にやった方もいらっしゃる、そんな話も聞いておりますので。

透水性シート自体については、きちっとしたメーカーがつくっているものですから、それはちゃんとしたそれなりの防砂効果というか、そういうものは期待されます。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

1 番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） 今の土地改良の問題ですけれども、浸透柵の話、今黒田議員から質問ありましたけれども、農家としてはものすごい希望があることと、効果があるということは間違いなしなんですけれども、一つ問題があるのですよ。

使う資材が、今まで農家が浸透柵を個人的につくりたいのだけどもという話はたくさんあったわけですよ。

ところが、浸透柵をつくるために俗にいうガラですね、これが今なくて業者がそれができないという話の中で、ずっと農家は我慢してきた部分があるのですよ。

これをもしかどっかから持ってくると、2分の1補助になるのかもしれないけれども、かなりコストの高いような浸透柵になるのではないかと。

今、トラック1台が何万もするといういろいろな単価が出てみたいなのですけれども、その辺、今、村にどうしろということにもならないのですけれども、効果に関しては皆さんが望んでいることですし、ずっとそういうふう考えていたのですけれども、今言うように資材がガラが無いために、できなかったということがあるもので、その辺を村として何とか対策を考えていただければコストが安くなるのかなと、そういうふうに思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） 今、コストの問題がでましたので、中に入れるのは火山灰の粗い火山灰を入れる方法と、今北嶋議員がおっしゃるようにガラを入れる方法があると思います。

ガラもですね、村も道路改良とかやっていますから、一定程度の残土は持っていますけれども、これはですね残土といってもほとんど石も入っているのですけれども、これを使ったのじゃ土が入っちゃっているのです。

今回の制度として、議員が前段おっしゃったように、そういう希望があると、その中でどうしても玉砂利を確保する中でですね、かなり立米3千いくらか、そんな金額だというふうに聞いています。

今回も、火山灰を使った場合のケースとガラを入れた場合で、かなり10万、へたするとこの規格の大きさだと10万くらい違うかもしれません。

それがあったものですから、こういう制度を作ってですね少しでも手助けをさせていただきたいところがメインでして、本当はガラもちゃんと確保できればいいのですが、なかなかですね、そのいいガラというのはちょっと見つからないので、今回もいろいろな所からくる分がありますので、仮に例えばそこで砂利だけさらって使うようなことになれば、そこは提供したいと思うのですけれども、今のところはですね、通常の玉砂利の大きいやつを使っていたらやっていただくか、火山灰の粗い方ですね、細かい方は密度が高いので、粗い方をつくっていただく、その2タイプを想定して今回の助成金額にさせていただきます。

ちょっとガラの確保ということですから、具体的なお答えにはなっていないかもしれませんが、先々いろいろな問題が起きるかもしれませんが、一定程度のものがあるのですが、なかなか使うには適当でないような残土でございまして、制度として違う形で助成をさせていただくという考え方に整理をさせていただきました。

○議長（高橋和雄君） 1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） よくわかりました。

とにかく補助金を出すということではなくて、今のようにそういう悩みがありますので、その辺も村は相談にのっていただいて、何とかコストの安い良い浸透枮をつくっていただくことを希望します。

○議長（高橋和雄君） ご意見として処理させていただきたいと思います。

そのほか。

よろしいですか。

質疑がないようですので、次へ進みたいと思います。

それでは、議案第67号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第67号「平成28年度中札内村一般会計補正予算について」を採決いたします。

この議案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は可決されました。

これで、本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じたいと思います。

平成28年度第3回中札内村議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時12分